

## 高年齢者雇用就業対策

## 概要

## 平成20年度高年齢者雇用就業対策の体系

## ① 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の推進

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進
  - ・ 高年齢者雇用確保措置に係る周知・啓発
  - ・ 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告
  - ・ 高年齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等
- 「70歳まで働ける企業」の普及・促進
  - ・ 先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組等の支援（「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト）
- 70歳まで働ける企業等に対する支援措置（定年引上げ等奨励金）
  - ・ 65歳以上への定年の引上げや希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する助成（中小企業定年引上げ等奨励金）
  - ・ 70歳以上まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する助成（70歳定年引上げ等モデル企業助成金）
  - ・ 65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成（中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金）

## ② 中高年齢者の再就職の援助・促進

- 中高年齢者に対する再就職の促進
  - ・ 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・ 地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、定年退職者等を対象とした再就職支援の実施（地域団塊世代雇用支援事業）
  - ・ 中高年齢者トライアル雇用事業の推進
  - ・ 高年齢者職業相談室の運営
  - ・ 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、合同面接会等を一体的に実施（シニアワークプログラム事業）
  - ・ 労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等
- 募集・採用時の年齢制限の禁止（例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務）の周知・啓発
- 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助
  - ・ 求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導

## ③ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

- シルバー人材センター事業の推進
  - ・ 「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援
  - ・ 高齢者の知識、経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」の実施
- 45歳以上の高年齢者等3人以上による創業に対する支援措置（高年齢者等共同就業機会創出助成金）